

【大学生等コース】2019年度後期（第11期）派遣留学生の留学開始期限の延長について

トビタテ！留学JAPAN事務局では、新型コロナウイルスの感染の拡大、そして、今後の更なる情勢の悪化の可能性を踏まえ、令和2年3月19日、第12期派遣留学生の留学開始期限を延長する措置を講ずることとしましたが、第11期派遣留学生においても、下記のとおり、同様の措置を講ずることといたします。詳細につきましては、当事務局より、各大学に対して、明日、オンラインシステムにて発出いたします。各大学等のご担当者様におかれましては、速やかに内容をご確認いただきますとともに、派遣留学生への御周知について、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象者

2019年度後期（第11期）採用者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で、2020年3月31日までに留学開始の見込みが立たないもの。

2. 留学開始期限の延長について

留学開始期限を2021年3月31日まで延長することを認めます。また、2022年3月31日までに終了する留学計画を対象といたします。

3. 留意事項

- 従来の中断手続きにおいては、中断中に留学が開始できないと判断した場合は「中止」を選択することが可能ですが、本措置の対象者のうち留学を開始せずに中止を判断する場合は「辞退」となります。「辞退」の場合は、支給済みの奨学金、留学準備金、授業料は全額返納の対象となります。
- 留学開始及び終了の期限は本通時点での目安とし、今後につきましては状況に応じて判断いたします。

以上